

令和元年度 第8回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和2年2月20日（木）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所1階 東臨時事務室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 堀井雅道（国士舘大学） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 熊川英里（東京都立第五商業高等学校） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民） 野島美佳（市民）
	事務局	松葉 篤（子ども家庭部長） 島山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長）
欠席委員	小林理人（国立市立小中学校校長会） 羽生久美子（市民）	
議 事	（1）「第三次国立市子ども総合計画」の中間評価について （2）今後のスケジュールについて	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1 第三次国立市子ども総合計画中間評価（案） 資料No.2 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール（案）	

【会長】 それでは、定刻になりましたので、これより令和元年度第8回国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様につきましては、本日、10名の出席をいただいております。これは、国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、「会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達してしておりますことをご報告いたします。

それで、本日は、主となる議題が1件になりますので、大体、8時か8時ちょっと過ぎぐらいを目途に、進めさせていただければと思います。ただ、今回は国立市の子どもの総合計画の中間報告についての最終的な審議になりますので、またいろいろご意見をいただければと思います。

それでは、続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。事務局よりよろしくお願

します。

【事務局】 それでは、資料について、確認させていただきます。

まず、次第がおありかと思えます。その下に、配付資料ナンバー1、2と記載をさせてもらっております。ナンバー1がこの厚物で、ホチキス2つどめの「第三次子ども総合計画中間評価（案）」というものでございます。資料ナンバー2が今後のスケジュール（案）でございます。

過不足等はございませんでしょうか。

【会長】 大丈夫ですかね。

それでは、次第を見ていただきたいと思います。2番目の中間評価に入る前に、子ども・子育て支援事業計画の答申が先日、行われましたので、そのご報告からお願いします。

【事務局】 簡単ではございますが、報告をさせていただきます。

先日、2月13日午後2時より、答申式を執り行わせていただきました。これをもって、審議会より市長へ、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画と、第二期放課後子ども総合プランについては、答申が終了したという形になってございます。

本日、その答申書をお渡しできればと思ったんですけども、ご用意ができておりませんで、大変申しわけございません。ただ、この後に、第1回国立市議会定例会の福祉保健委員会にその答申については報告を申し上げる予定でございます。報告をした後に、それら答申いただいた2つの計画、プランについては、正式に計画という形で策定に進んでいく予定でございます。

計画として策定された暁には、書類について表紙等をつけて、完全に体裁を整えた上で、皆様にお渡しをさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 それでは、次第の2番目ですね、第三次国立市子ども総合計画の中間評価に移らせていただきます。

それでは、資料1番になりますが、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 資料ナンバー1をご覧ください。委員の皆様には、事前にメール等でもご送付をさせてもらっておりましたが、ご送付が五月雨になったり、少し遅くなったりしたことがありまして、大変に申しわけございませんでした。

今までご審議いただいた子ども総合計画の重点的取り組みに関する評価について、いただいたご意見等をまとめながら、中間評価書としてまとめているものがこちらになってございます。

まず、おめくりいただきますと、目次がございます。目次から数ページにつきましては、中間評価を行った目的ですとか留意点、あるいは、次のページには会議の経過を記載したものと、この会議の進め方について。また、その次には評価の視点として、総合計画そのものがこういった基本理念に基づく、基本方針に基づくということを踏まえて、それらに基づいて評価をいただいたということについて、簡単ではございますが、記載をしているところでございます。

4番からが、具体的に評価項目についてのところになってございます。①として新規の重点的取り組みとして、新たに追加するものを3つ述べてございます。②につきましては、既に記載している重点的取り組みに関する中間評価を羅列してございます。

おめくりいただくと、大きく題字で「新規重点的取組み」と、まず記載をして、その次のページから新規の項目を列記してございます。基本的な内容等は既に皆様に見ていただいていた、事務局からの各事業に関する、各取り組みに関する自己評価表をもとにつくっているものです。それに対し

て、オンブズマン部局の部分で見ますと、⑤に委員からの意見という項目。⑥には委員評価という項目を掲載させてもらっております。委員からの意見につきましては、審議会の中で皆様にご議論いただいた内容を議事録から抜粋させてもらって、ここの評価書という形で整え直したものを付記しているところです。

その後、6番としては、全体でご審議いただいた内容を事務局で、たたき台としてまとめさせてもらって、委員評価という扱いで、まず一度ご審議いただけるような形にまとめて記載をしているものでございます。

次ページをめくっていきますと、途中から②「重点的取組み」に移ります。こちらも全く同じ形にはなっております。皆様から、ここ3カ月間ほど担当していただいた重点的取組みに関する、こちらのほうから提示させていただいた資料に基づいて、現状とか、達成度の状況についてをまず付記していて、その後で、委員の皆様からいただいた意見、評価を新規の項目と同じように記載をしているという形で、体裁を整えさせてもらっております。

本日は、この委員評価の部分、あくまで事務局がたたきでつくったものになりますので、書き方ですとか、こういった部分についてもう少し、こういうふうにしたいということがありましたら、忌憚なく全体について意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料の説明は以上でございます。

【会長】 それでは、今日の議題はこれが一番のメインになりますので、ただ、たくさんあるんです。それで、順番にいく感じにしたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきますと、「評価の目的と留意点」と書かれていまして、こちらの総合評価は令和5年度までの8年間の計画になりますので、今回の評価検証結果が今後の後半の4年間の取組みの一つの指針になっていく、そういった位置づけになってくるかと思えます。

それで、その次のところ、3ページ目を見ていただきますと、これまでの経過と進め方が示されていまして、今日、2月20日ということで第8回なわけですが、次回の3月10日には、この中間評価の答申という形になりますので、大体、今日の段階である程度意見を出していただいたり、あと、後で気づいた意見がございましたら、来週ぐらいですか。

【事務局】 そうですね。来週火曜日頃ぐらいまでに、メール等でご意見をいただければ、内容についてまた皆さんと共有をしながら、評価に反映させていきたいと考えております。

【会長】 なので、メールで意見を送っていただければ、事務局の中で一旦、検討をして、こちらに反映される可能性もあるということなので、3月10日にはもう答申ということになります。

それで、その次の次のページをめくっていただきますと、「評価の視点」というのが出てきますが、これが総合計画の初めのほうに出てくる施策の体系と重点的な取組みになっています。それで、子ども・子育て支援事業計画ですと、結構、量的な保育所をこのくらい整備していくとか、そういった形で、事業数なんかは評価の対象になっていますが、こちらの施策は必ずしもそういうサービスをこれくらい整備していくといったものばかりではありませんので、これから一個一個見ていきますが、こういう方向性で、こういうことを大事にして取り組んでほしいとか、柔軟な形で評価とか今後の方向性みたいなものも、ご意見として出していただければと思います。

評価の視点はここに書いてあるような、こういうことを具体化していきますよ。それに対して、現状はどういう感じなのか。ここに書いてあるような目標に近づけるためには何が足りないのかとか、そんな感じのことを述べていただければと思います。こちらの「評価の視点」というのが3番に示さ

れていると。

それで、4番。これから1個ずつ見ていきたいと思いますが、重点的な取り組みの1個目からいきたいと思います。これまでもこの会議の中で、皆様のご意見を出していただいているものですので、もう一回、確認をしていくという内容になっております。特に右下の⑤とか⑥の部分、このあたりがこちらの審議会の委員の皆様からの意見を示して、この施策の今後4年間の取り組みの、これまでの取り組みで評価できる点、それをさらに伸ばして欲しいとか、こういったところはもう少しこういう部分に力を入れてほしいとか、そういったことを入れていけるといいのかなと思っております。

そうしたら、じゃあ、一個一個いきますか。「子どもの人権オンブズマンの取り組み」についてですけれども、これは平成28年からになります、これは委員からの意見としては、子どもオンブズマンの制度について、現状の周知方法のみでは理解できない子どもがいる可能性があるため、子どもがしっかり理解できるような周知方法を工夫してほしいという意見があったと。そして、委員評価としては、今回、計画にのっとって、平成29年度よりオンブズマン制度を開始をしたことは評価できると。今後は、本項目について、重点的取り組みとして、引き続き、子どもの人権侵害からの救済に尽くすとともに、制度そのものに対する市民の理解のさらなる向上に努めてほしいということが評価点と、さらにこういった点をやってほしいという、委員評価の案になってくるわけですが。

そうすると、たくさんありますので、一個一個のほうがいいですかね。いかがでしょうか、この子ども人権オンブズマンの部分で何か。あるいは、全体的なご意見でも構いませんが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。どうでしょうか。なかなかこの件数が、比較的十分な数なのか少ないのか、そういう判断基準がないので、なかなか難しいんですけれども。

【委員】 ちょっと思ったのは、一番上の(2)が「相談体制の整備」と書いてあって、フリーダイヤルの設置とか、出張相談会の実施と書いてあるんですけども、子どもが電話で相談するって、なかなかハードルが高いのかな、というイメージがあったりとか、学校にあるからこそ言える子もいれば、言えない子もいたりするのかわからないんですけど、子どもが相談しやすい人みたいなのが。限界もあると思うんですけども、ここに行けば相談できるという、まずは認知度を上げるための、相談しようっていう気になるにはどうしたらいいのかなみたいな、これを見ながら。困っている子どもたちが、この制度ができたからといって、もうちょっと救える対策がある。だからこそ、より工夫を検討してほしいという意見でまとまっているといえ、まとまっているんですけれども。

【会長】 なので、あれですね、ここに書いてあるのは周知方法に関してですけれども、子どもがもっとう、表現が難しいですが、気軽にというか……。

【委員】 利用しやすいように。

【会長】 利用しやすい工夫をさらに検討してほしいとか、そういう感じになるんですかね。

【委員】 この前、佐藤委員が言っていたように、学童の先生には言えるみたいな、そういうのとかもあったりするようなので、何かそんなことを今、読みながら思いました。

【会長】 相談体制ということで、メール相談みたいなものはまだやっていないでしたっけ。

【子育て支援課長】 多分、まだ始めていない状況……。

【会長】 そうですか。それが効果的かどうかはわかりませんが……。

【子育て支援課長】 SNSは検討はしている……。

【施策推進担当課長】 検討はしていると……。

【会長】　　そうですか。それも相談しやすい工夫ということには含まれるかもしれないですね。
他に何かございますか。

あとは、おそらく子どもが自分で意見表明をして、主体的に利用できる、唯一ではないけれども、かなり有力な仕組みなので、そういった仕組みであるということを十分、当然、認識されていると思いますけれども、そういったことも踏まえた上で、今出てきたようなことをぜひ工夫してほしいという話になりますかね。

堀井さん、何かありますか。オンブズマン。

【副会長】　　今、言われたことでよろしいんじゃないですか。子どもがより利用しやすいように、SNSの活用などを工夫するとか。

【会長】　　ああ、SNSを。

【副会長】　　そうですね。SNSを工夫するという文言が入っていれば。

【子育て支援課長】　　確認という意味で。相談フォームというのがホームページにオンブズマンが出ていて、そこに入力をして事務局に送信すると、メールでやりとりを希望される方はできるようになっているそうです。失礼しました。

【会長】　　そうですか。あとは、毎年、報告書がつくられていますけれども、申し立てた相談に関しては、子どもの視点に立ったプロセスに沿って解決が図られて、子どもにとってはこれでよかったという状態になっているんですかね、実際に。

【子育て支援課長】　　そうですね。まず、お子さんからお話を聞くということを大切にして取り組んでいますので、必ず全てが解決できているわけではないかもしれませんが、そういう場合は引き続き、支援をしている形になります。

【会長】　　そういう実績が上がってくれば、子どもも、あっ、あそこに行けば、こういうふうにして解決がなされていって、自分が今、向き合っている課題が解決されるんだということが伝わっていくと、どんどんよくなっていくかなという感じもしますね。

では、よろしいですか。たくさんありますので、次へ。

次に、「幼児教育プロジェクト『ここすき！』」の取り組みになりますけれども、こちらに関しては、委員評価の部分が⑤のところになっています。非認知スキルの視点を子どもを取り巻く全ての環境において推進していく幼児教育プロジェクトについては、新規の重点的取り組みとして掲載することに異論はないと。令和元年度に設立された社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強固に、展開を求められたいということで、これは、この計画が策定された後に、新しく取り組みが始まった重点的取り組みになってくるわけですが、いかがでしょうか。

【児童青少年課長】　　修正がございまして、タイトルが「幼児教育プロジェクト」となっておりますが、「幼児教育推進プロジェクト」。間違えて申しわけございません。そちらは訂正をお願いいたします。「幼児教育推進プロジェクト」という事業を行っております。

【会長】　　この辺は、小澤委員とか、何かご意見とかはございますか。

【委員】　　「ここすき！」とかはやってこられて、始められたばかりのことなので、最初、お話があったときには、あまりくさす意味ではなくて、頑張ってみてくださいと。やってみれば、おのずといろんな足りていない部分、それから、こういう部分も必要なんじゃないかという部分が必ず見えてくるはずなので、やってみてくださいということで、私たちもどうなのかなと見守っている段階なので。でも、何もしないよりも、ちょっとそういうものが一つ起こってくるというのはいいこと

だと思うので、私としてはいいことではないのかなと。

もろもろいっぱい問題はありますが、基本的には教育、保育の問題とかっていう子どもに関する部分というのは、今の時代、子どもの相対的な数が減ったからこそ、細かく取り組める部分がどんどん出てきているはずなので、そのときにしっかりとしたものがある程度つくって、それをどんどん試行していけば、その後、子どもの相対的なニーズは増えようが減少しようが、基本が担保されているという部分は残るので、いいことではないかなと思っているので、あまり否定的には考えていません。

【会長】　　こういう考え方を国立市全体で進めていくといった場合に、評価の方法というのはどういう、何をもってこれが推進されましたねということになってくるんでしょうね。なかなか難しいと思うんですけど。

【委員】　　幼児教育って、ただ単に一言、幼児教育推進プロジェクトという視点でもってものを考えていくと、どうしても視点が、幼児教育という部分までは義務教育の範囲内ですよ。それでもって、小学校教育以上になってくると、情緒の部分も当然出てくるんですけど、徐々に教科教育に移っていくんですね。具象から抽象になってくるという部分があるので、そういう移り変わりのときに、幼稚園、保育園、小学校の連携というところにも確かに目は向くんですけども、じゃあ、幼・保の時代に、一体どの程度のもを子どもの中に与えておくことによって、小学校以上に進んだときに、それがさらに花開くものになっていくのかなという部分に注目をしていただくということで。

今までは、役所というものは基本的には義務教育の部分が重点ですから、それ以前は、保育園の場合だと、吉田先生がいらっしゃるけれども、福祉の世界になっていく。児童福祉の世界になっちゃう。私たちの場合は学校なので、教育という分野にはなっていますが、お互い重複している部分がすごく多いですから、この問題は、だから、そういうところを幼稚園は幼児教育、保育園は児童福祉という考え方ではなくて、保育園さんのほうも保育所指針が改定になって、幼児教育を行わなければいけない機関になっていますので、こういうときに、就学前の子ども全体として幼児教育を捉えてもらうという働きかけというのは、時機には適していると思います。

【会長】　　そうすると、教科教育に引っ張られる形ではなく、ここにはここの幼児教育の独自性があるんだということをアピールしていくことにもつながるといった感じですかね。ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ、野島委員。

【委員】　　娘が今度、民営化される保育園に通っているのですが、ここの「ここすき!」、事業団の話し合いみたいなものにも意識して顔は出しているんですけども、保育士さんたちの話を聞くと、もちろん理事長が汐見先生というすごく全国の保育を考えているような方がついてということで、いろいろ夢のようなというか、いろんなすごいことになるのかなみたいな期待もありつつ、でも、今、既に保育士さんたちはすごく丁寧に子どもたちを見てくれているので、その保育士さんたち一人一人、それでも、その先生たちもいろんな不安を感じている。事業団に移行することに。

なので、全国の保育ではなく、国立の矢川にできるここの事業団のことにに関して、汐見先生はどれだけの力を注いでくれるんだろうみたいなのか思ったりもするんですけども、現場で働く保育士さんの意見を丁寧にくみ取るような事業であってほしいなと思うので、っていうところです。

【会長】　　あまりトップダウンではなく、現場の意見も聞きながらちゃんとやってくださいという感じですかね。

【委員】 そうですね。

【児童青少年課長】 今の点で。矢川保育園の民営化につきましては、事業団方式という形をとって、矢川の現保育士が、民営化の当初は派遣という形で残るような形で考えているところだと思うんですけど、そのあたり、国立の保育園が今まで培ってきたことについては、事業団にいても継承できるような形で。プラスアルファで汐見先生などのお知恵をおかりしながら、そこにプラスアルファでより良いものにしていくという形で、今、民間のほうは進めているところになります。事業団にいったからって、国立が今まで培ってきたものが全くなくなるということじゃなく、そこは継承していきながら進めてまいりたいと考えております。

【会長】 ぜひそういう方向でお願いします。

この件に関して、他にいかがでしょうか。

【子ども家庭部長】 さらに補足で、汐見先生はじめ理事の方々がいらっしゃいまして、先日の市議会議員の方々と意見交換をしていただいた福祉保健委員会という、我々の所管をしている部署と議論する形で、議員の方々とお越しいただいたときに、汐見先生がおっしゃっていたのは、まず、矢川の1年目をしっかりやるのが大事だと。ここをしっかりとやらないことにはいけないというのも、これは理事の方々、皆さんもご理解いただいているんですが、その上で、国立市の子どもたちにどういうふうに次のステップに持っていけるかという、そのために事業団の名称をつけてありますので、そこを事業団で運営するのはまずそうなんですが、その先に国立市全体に、当然、保育園の子どもたちもステップが上がって行って、今度、小学校に上がっていく。ステージが変わって中学校に行くという、そのステージについて、どういうふうに国立の子どもたちはやっているかということを経営団は考えていかないと、当然、保育園の1年目をしっかりやることは大事なんですが、その先の子どもたちが18までですね、児童福祉法でいうと18なので、そこに対してどういうふうに、おのおののステージが変わったときに、いろんな課題があったり、悩みがあったりすることに対して、しっかり支えていけるものを国立市がやるために、この事業団を去年つくっておりますので、ここは両方、まず保育園をやるのはもちろんしかりですが、そこが大きなところかなと。それが、市が新たな仕組み、会社を立ち上げるということと一緒にするので、そこはしっかり押さえていきたいと思うので。

【会長】 事業団としての事業というのは、さらにいろいろ広げていく。

【子ども家庭部長】 そうですね。今は矢川プラスという複合施設をつくるんですが、その中に子育て広場も当然できますし、そこは事業団が運営をすることも考えていますし、あとは、保育園の中に一時保育の施設も今、兼ね備えて、ただ、これは運営を同じタイミングでできるとは思っていないんですけども、そういう一定のニーズがあります。あと、矢川プラスの中に、幼児教育センターという、センターというのは建物というよりそういう空間をつくって、そこで「ここすき！」をやったり、具体的に幼児教育センターの機能として5つ機能があるんですが、研修をやったり、まちづくりをやったり、あとは幼・保・小連携をやったり、発達の課題があることについてやるとか、そこで国立市全体の幼児教育というものを実際にそこで運営をしていってもらうことが大きな柱になっているかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご意見等はございますか。よろしいですか。何か気づいた点等がございましたら、後で挙げていただいても大丈夫ですので。

そうしましたら、次のページにいきたいと思えます。このぐらいのペースで大丈夫かな。今は3つ

目。新規で、「課題を抱える子ども・若者支援の推進」というところにいきます。こちらにつきましては、次のページの委員評価のところ、これまで引きこもりを中心に掲げてきた本項目に、子どもの貧困という課題に対する検討内容までを含め、再度、包括的に子ども、若者を取り巻く課題の考え方を見出したことを受け、新規重点的取り組みとして内容を改めることに異論はない。さらに、包括的な視点で取り組むことに異論はないと。関係部局間や地域との連携を密にしながら、必要な支援を決定してほしいという内容になっています。

こちらに関してはいかがでしょうか。このあたりも、これからこの枠組みでさらに取り組んでいきますよという感じなんですよ。なので、今後しっかり研修なんかを、これまでさまざまに実施した上でやっていきますという内容になっています。いかがでしょうか。

【委員】 1個質問なんですが、担当部署が福祉総務課、児童青少年課、子育て支援課で3つあるんですけども、実際、引きこもりになったっていう場合って、ここに連絡するといいよみたいなのがばーんですぐわかるような何かって、あったりするんですけど。

【施策推進担当課長】 子育て支援課に当たるんですが、子ども総合相談を用意しているので、子どもに関してはそこにご相談をいただくというふうに、市報の1面なんかでもうたわせていただいて、お知らせはしています。ただ、それも1回こっきりの市報の1面に載っけても、そのときには相談をって考えていなかった方が、じゃあ、次につて思ったときにすぐに行けるように、ホームページとかでのご案内だとか、もう少し広報・宣伝というのが、役所はどうしてもそこが下手くそだとずっと言われるところなんですけど、そこはやっていきたいと考えていて、今もやっていきますし、さらにやっていきたいと思っています。

ただ、相談する場所としては子ども総合相談のくにサポが今、一時受けはしています。ただ、浮き彫りの課題というのが、うちの子どもが引きこもっていて、だから、相談をしたいというふうに発する場合と、別の相談事があるって、窓口に行っていて、そうしたら、窓口に行っていた人が別のことでご相談をしていたら、あれ、何か家の中に20代の方がいらっしゃるんじゃないかしらみたいなのが、生活保護のご相談の中で出てきたりとか、障害をお持ちのご家族とかご兄弟、また高齢者のご相談で来たときに、実は息子さんがとか、そういったことで発見されることが多いので、一時受けの場合は子育て支援課だけではなくて、別の福祉総務課であったりとか、また別の課題で児童青少年課であったりとかいうこともあり得るので、そういった場合に、その受けた部署だけで進めていくということではなくて、連携をしていくために連携会議なんかを設けたりとかっていうことを進めてきたところでございます。

ただ、そういったところはわかりにくいというご指摘もあるものですから、そういった部分については宣伝をしっかり、もっと取り組んでいきたいと思っています。

【会長】 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

今のところで、必要な支援を徹底してほしいということで、いろいろなことが含まれている感じになっておりますが、次の「子どもの権利を守る体制づくりの推進」、「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」にいきたいと思います。

⑥のところは委員評価になりますが、オンブズマン制度の創設や子ども総合相談窓口の創設、事業単位での子ども参画の実施など、子どもの権利を守るための施策展開については確認できたが、一方で、子ども取り巻く課題が複雑、多様化しており、深刻化した現状について、喫緊の対策が必要であることもまた、事務局の整理のとおりだと考える。

第三次国立市子ども総合計画にも示すように、複雑、多様化する子どもを取り巻く課題に対する施策を担当する部局は、子ども家庭部に限られず、福祉部局や教育部局もあれば、まちづくりの部局等にまで及ぶ。この多様な部署が子ども施策を実施していくに当たっては、子どもにとって守られるべき権利とは何かという命題に対する解を共有できない限り、一貫した施策展開には至らない。

その意味で、突き詰めて、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を軸にした条例を制定することができれば、施策の共通基盤となるため、当審議会として子どもの権利を具体的に守ることを規定した条例の制定を求めるといった記述内容になっています。

他にも、委員からの意見ということで、ここは結構たくさん書き込まれています。

それでは、こちらに関してはいかがでしょうか。子ども支援のための理念の共有と継承が当然できやすくなってくるなんていうところが、この2段落目以降だと思います。そのあたりは前回、小澤委員がおっしゃっていたように、庁内連携のみならず、親であるとか地域であるとか、そういった部分も含まれてくるかと思います。何かご意見等はございますか。

何個かまとめていくようにしますか。時間的なこともありますので。

それで、次が「子ども虐待対策の充実」についてです。こちらに関しては、委員評価として、相談体制の増強を行い、また、スーパーバイザーを招いた方針の見直しなど、情報共有の質の向上が適切に展開していることは評価したいと。加えて、連携についても、幼稚園を対象とした課題点を明確に捉え、これを今後反映させる積極性が確認できたことも評価したいと。これは評価しますよという視点が2つ出てくる感じになっていますね。子ども虐待は。

続いて、「ひとり親家庭の自立支援の強化」ですが、こちらに関しては、ひとり親家庭の自立において不可欠な生活支援及び就業自立支援が着実に実施している状況は評価したい。

次の「子どもの発達総合支援事業の充実」ですけれども、こちらは、これも今まで少し議論してきたところかもしれません。組織改正により、母子保健と発達支援において切れ目のない支援を実現させていることは、施策目標の適切な推進に寄与していると判断でき、評価したいと。あとは、委員からの意見のところ、これまでに説明のあった児童発達支援センターの話なんかが出てきています。

それで、次の「外国籍の生徒への学習支援の充実」ですけれども、こちらは、学習支援事業を継続的に実施している状況は、学習の支援のみならず、居場所づくりとしても適切に機能していると判断できるため、評価したいと。

あともう1ついきたいと思います。「『主人公はこども』と捉えた児童館事業の強化推進」。こちらは、幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」の開始を含む、地域子育て支援拠点としての児童館事業の推進、また、各関係機関との連携体制の構築状況から、児童館事業の強化を推進していると判断でき、評価したいと。ただ、課題点が委員からの意見で出されていますが、中高生のことについて示されている。中高生がそもそも児童館の存在自体を認識していないという可能性までも含め、今後の周知等については工夫を検討してほしいということになります。

あと、次の放課後子ども総合プランについては、先日、答申をした事業計画に含まれているものになりますので、とりあえず児童館のところまでをまとめてきましたけれども、どの点でも構いませんが、いかがでしょうか。どんなご意見でも構いません。これまで検討をさせていただいて、この部分が入っていないとか、そういうことでも構いませんけれども。

【委員】 「主人公はこども」と捉えた児童館事業の強化とあるんですけれども、先日、たまたま

いろんな児童館に行く機会があって、児童館のスタッフさんによってカラーが違うとか、熱意が違うとか、ある児童館ではほんとうに子どもが閑散としていて、人気がないのかなと思うような児童館もあれば、ある児童館では人があふれかえっていて活気があるという、児童館の先生たちも市の方たちなので、きっと中で異動があるとは思いますが、あまりのギャップのありさに、閑散としているほうがかわいそうだなと思っちゃって。

働く人の熱意は変えられないとか、何とも言えないところではあるんですけども、中高生だけに関して、委員からの意見が、中高生がそもそも児童館の存在認識という、中高生にしか書いていなかったのも、小学生に関して職員、保育園とかも結構、勉強会とか、今度、事業団もあるのでもいろいろやっているとは書いてあるんですけども、児童館の先生たちもそういうスキルアップができるような勉強会みたいながあると、もっと子どもへの接し方が変わったりするのかななんて思ったりしたんですが。

【施策推進担当課長】　　そういうふうに見えた日があるだけ、そういうのもあるんだなと思って、残念だなと思うんですが、かなり国立の児童館は規模が小さいところもあつたりとかする中で、結構、中高生の認識はあまり高くない状況はあるんですが、小学生の集まり方というのは結構多い状況は見られていて、その日がどういう日だったのかなというのはあるんですけども。

特に矢川児童館なんかは、今回、学童保育所が小学校のほうに移つたりとかする中で、児童館の中でそれまで課題だった乳幼児のための部屋とかをつくれなかった施設だったのが、乳幼児ルームをつくって、この間も、商店街を巻き込んだ形でのイベントをやったときに、保護者も含めてでしたけれども、200人ぐらいの規模で、商店街を練り歩きながら防災、防犯を子どもたちが勉強しながら、ここのお店にはこういう人がいて、だから、何かがあつたときには逃げ込めるよ。ああ、君たち、じゃあ、ここのお店だったらこういう時間は営業しているからおいでみたいなことをお菓子を渡しながら、トリック・オア・オリートってやりながら回つたりとかっていう事業を、ようやく児童館単体として空間もできたので、乳幼児のお母さんたちも児童館に親しめるようになって。小学生の動きが大きいと、激しいとなかなか寄れなくてみたいなお母さんたちが、子どもたちを連れて親しみ始めたときに、その事業をやったときに、絶対行くわなんて言って、結果的に小学生も含めて200人ぐらい集まって、そういった形で事業展開ができていたりもするんです。

そういう意味で、職員たちも、正規の職員ばかりでじゃなくて、嘱託の職員が多い施設でもあるんですが、非常に熱意を持ってやっています。ただ、それが表面的に出てこない部分があつたりするのも、それも一つの課題ではあると思いますし、年間で四、五回の研修とかもいろいろ、発達に課題を抱えているお子さんであつたりとか、児童館そもそもが何を目指しているのかとかいった基本的な勉強も含めてやってはいるんですけど、人数が少ないとなかなか、規模がどうしても小さくなつちやつたりとかっていうこともあって、そこは本人たちも苦しんでいるところではあるので、そこは今後の体制をつくれる立場である私なんかはしっかりと中に入りながら、でも、今いただいた意見なんかも含めて、しっかりとより市民の方に認めてもらえるような施設にはしていきたいと思っています。ありがとうございます。

【委員】　　ありがとうございます。ほんとうにたまたまだつたのかもしれない。でも、ちなみに、矢川の児童館スタッフはすごく熱意がありました。すごかったです。

【会長】　　達成度「中」ということで、現状とか達成度の理由とか、今後の方向性には課題も幾つか書かれているわけですけど、委員評価のところだけを見ると、委員はすごく評価をしているよう

に捉えられてしまう感じもするので、そのあたりも書き方を。

【副会長】 それを加えたらどうですか。

【事務局】 資料を作成した側としては、たたき台として評価したいという言い回しになるように、ここを付記させてもらっております。当然、皆様からたくさんのご意見をいただいたというのがございますので、そういった点も含めて、依頼等というか、指摘をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【会長】 他に何かありますでしょうか。中高生に対して、例えばヒアリングをして、どういう場所だったら利用したいと思いませんかとか、子どもの意見を聞きながらやっていくなんていうのも取り組まれてはいるんですよね。

【事務局】 はい。実施はしております。

【会長】 そうですか。

【事務局】 それは具体的に運営をするというところに至っているかと言われれば、それは担当課でやりますけれども、意見としては特に令和2年度、矢川プラスの中に児童館機能が入っていくことを検討していますので、この中では特に取り込みをしたい中高生に関しては、何となくあったら利用したいということは、スタッフを通じながら意見交換を実施しております。

【施策推進担当課長】 運営にいろいろかかわっていただいているので、佐藤委員にもぜひ率直なご意見を。辛辣になるかもしれないですけど、それは構わないので、言っていただければ。

【委員】 いろいろお話を聞いていて、そのとおりだなと思えて、よかったです。先ほどおっしゃったように、矢川児童館でそういうパレードがあって、そういうイベントがありましたっていう実績もあるんですけど、じゃあ、矢川児童館はあったけど、ほかの中央児童館、西児童館はあったかという、なかったっていうことになる、先ほどおっしゃったような閑散としたところと賑やかなところがあったっていうのは、その一点で見ればそうですけど、そういうことを考えると、そういう実績も、パレードがあったないでも見えるのかなって思いますし、矢川児童館でできたから、中央児童館、西児童館でできないということは、多分、立地的に考えてもできなくはないと思うんです。場所的に。実際に西児童館でもそういう防犯のパレードが実施されて、1回でしたっけ、されて……。

【施策推進担当課長】 いや、定例でやっていますね。かなり距離が、駅までかなり長くなっていますけど、やっています。

【委員】 やったっていうこともあるので、いろいろと各児童館でもそういうのを継続して行って、それがあることによって、中高生も来たりとか、他の小学生、地域の方々だったりも協力もできると思うので、1つの児童館だけじゃなくて、児童館同士の連携だったりとか、職員の方の意見交換だったり、そういうパレードだったりイベントをもうちょっと増やしていくとか、そういうことで強化につながっていくのではないかと思います。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。児童館同士のネットワークをつくって、全体の質の向上みたいなところを含めてあれですかね。

【委員】 イベントという子どもたちが来たいというのはあるので。確かに体制的に多くのイベントをやるのは難しいと思うんですけど、少しでもそういうのがあると、子どもたちも興味を持ってくれるのではないかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

今まとめてやってきましたので、ここでもいいですし、他のところでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

【委員】 1個気になる、「子どもの発達総合支援事業の充実」というところで、切れ目ない支援の充実って書いてはあるんですけども、保育園や幼稚園では丁寧に子どもたちとかかかっているところが、小学校への引き継ぎがどうしても不足しているんじゃないかという気持ちになってしまうんですけども、保育園の先生たちもこの子の特徴はこういう感じですからすごく丁寧に書いてくれているのが、学校の先生がどれぐらいそれを読んで、どれぐらいそれを参考にしてやっているのかとか、そういうのとかがなかなか、保護者としては見えてこないということを感じたりもするので、切れ目ない支援というところがもう少し見えるような形であると、うれしいなと感じます。

【会長】 評価できるが、さらなる切れ目のないということですよ。推進していただけると。

【委員】 発達支援に関しても、もし病院とかどこかで見ているのであれば、そこと学校との連携とか、病院の先生と学校の先生との連携とか、何かそういう、その子がより良く学べる環境になるのにいろんな方がかかっているのであれば、それぞれの意見がどういう形で、その意見交換ができるのかが、文章だけでは難しいところもあるでしょうし、その子のためだけに会議みたいなのが開かれるわけでもないかもしれないんですけども、せっかく関わっている人たちがいっぱいいるのであれば、そこでもうちょっと連携をとれるといいのかなと感じたりもするので。文章にすると難しいんですけども。

【副会長】 今後の方向性のところには「連携し」とかいろいろ書いてありますよね。社会資源の変化を踏まえて役割を検討し、再構築していく。ここら辺と似たような感じのご意見ですかね。

【委員】 そうですね。

【会長】 そのあたりも。当然、進めてきてはいるんですけども、今言ったような視点をさらに含めて、推進してほしいという感じでしょうか。

【副会長】 そうですね。ただし、まだ連携等に課題があるため、今後の方向性の部分について進めていくと。着実に進めていくとか。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【副会長】 いくことを期待するとかそういう感じですかね。評価したいとか。

【会長】 なることを期待するなんていう感じでしょうか。

【副会長】 そうですよ。評価ですからね。

【会長】 そうでしたら、あと10項目ぐらい残っていますので、矢川公共用地のところから見た上で、戻って構いませんので、ご意見をいただければと思います。

「矢川公共用地における子育て支援関連施設整備を検討する事業」ということで、右側のページです。矢川複合公共施設の設計については、中高生世代の意見を捉える工夫がされていることは評価したいということで、中高生世代との意見交換を含めて、作り出されているということが述べられています。

【委員】 その前のページは評価されないんですか。

【会長】 これは答申をした子ども・子育て支援の事業計画の中身に既に含まれているものですから、飛ばしてしまいました。放課後子ども総合プランのことがここに入っています。学童保育所及び放課後子ども教室の適切な拡充がされてきたことは評価できるということで、これはかなり各学校、

小学校の協力も得ながら、拡充してきたという内容になっています。

その次の次の「様々な子どもの体験・交流事業の推進」の部分ですけれども、こちらに関しては幾つか、複数のものが含まれている部分になりますが、プレーパーク事業に加え、矢川地域の商店会と協働によるハロウィンパレードや城山さとのいえによる農業体験事業など、具体的に地域資源を活用した企画を展開してきていることは評価したいという内容になっています。

続いていきたいと思います。「グローバル人材育成事業の推進」についてですけれども、グローバルカフェ及び海外短期派遣事業を継続的に実施していること、また、派遣生がその後の市の事業にも参画する状況をつくり出していることは評価したいという内容になっています。

次が「幼・保・小・中学校の交流と連携の推進」です。こちらは、取り組みの内容の紹介シートのことなんかが示されていますが、シート自体の課題はあるものの、シートを活用した幼・保・小の連携の実現や教職員への研修、小・中・高校の体験活動内容等を具体的に交流、連携の強化を図っていくことは評価したいということで、これもかなり前にご議論をいただいた部分です。シートそのものも見てもらったわけですが、課題はあるものということによって表現がなされています。

次の「子ども・子育て総合相談窓口」ですけれども、こちらは、平成29年度に窓口を開設し、妊婦全数面接の実施をはじめ、切れ目のない支援を推進していることに関しては評価したいという内容になっています。

最後までいきたいと思います。「生活困窮世帯への学習支援事業の推進」になります。こちらは、ひとり親家庭への支援を着実に実施していること、また、生活困窮者を対象とした学習支援については、規模の見直しや訪問型の支援の開始と、年々、工夫を検討しながら実施している点は評価したいという形になっています。

これも色々、28年度以降、さまざまな工夫に基づいて進めてきた内容が示されています。

次の「子育てに関する情報提供事業」。これもパンフレットを踏まえてご議論をいただいたところになりますが、アプリによる情報提供の強化、また、アプリ以外の媒体を活用した情報発信の開始と、情報提供手段の拡張の工夫が具体的に図られていることは評価したいという内容になっています。

さらに、「『国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画』に即した事業の推進」のところに行きたいと思います。

こちらは、平成30年度の女性と男性の多様な性の平等参画を推進する条例の施行、また、平成31年度に国立市の人権を尊重し、多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の施行により、男女平等の推進は、市として飛躍的な前進を遂げたことについては、第三次国立市子ども総合計画の視点においても評価したいという内容になっています。

続いて、次の「保育サービスの整備」については、先日、答申をした部分になりますね。でも、一応ご紹介をしますと、待機児童数ゼロには至らなかったものの、第一期国立市子ども・子育て支援事業計画にのっとり、令和元年度までの期間に待機児童解消に向けて必要な措置を講じ、適切にその解消を実現させたことは評価できるという内容になっています。

あと3つなので、最後までいきたいと思います。「あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進」のところですね。こちら先ほど出てきた国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の制定及び市の総合基本計画との整合を踏まえ、条例制定から計画策定に方向性を改めたことは確認できた。当該計画策定においては、子ども等の安全確保の観点が適切に含まれるよう、検討を続けてほしいとなっています。

最後です。「国立市駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業」ということで、こちらに関しては、協議の状況については確認できた。引き続き、子育て機能の適切な整備を進めてほしいと。

最後の「地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進」ですけれども、こちらに関しては、放課後学習支援教室について継続的に、また拡充を図りながら実施していることは評価したいという記述になっています。

時間の関係でまとめて読みましたけれども、いかがでしょうか。ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

評価の指標が明確であるとは言えないので難しいんですけども、こういう取り組みを重点的に進めますということで、最初のほうに出てきたわけですけども、そういう理念とか方針に対して、どう重点施策に関して、それぞれの施策に関して取り組んできたのかという、理念とか方針に対する達成状況で書いてみたい、そういう感じになっていると思うんですけど。

【施策推進担当課長】 先ほど、野島委員から幼・保・小の連携のご意見があったりとか、佐藤委員から児童館同士でのもっと連携をとかいったご意見をいただいたのは、その後、今、見ている「幼・保・小・中学校の交流と連携の推進」であるとか、「様々な子どもの体験・交流事業の推進」とかっていうところの部分でお話をされているわけではないんですけども、一様に共通する部分があるので、そこについて委員評価の次とか、今日ご意見をいただいたものを含めて、もっとそういうところをしっかりと拡充をして、人数が少ない状況の中でやっているとしても、勉強をして内容を深めてくださいみたいな、そういった意見として膨らませていきたいと思っているので、今、改めて全体を見ていただいた中で感じたことについて、ご自由にご意見をいただいて、評価できるというか、この4年間の中では進んできてはいるかもしれないけど、もっともっと精力的にこういうふうに進めてほしいなど。ここは進めたとは言っているけど、まだこちらとしてはそこまで見えていないとかいうのがあれば、そういったことも含めご意見としていただければ、そういうところをどんどん盛り込んでいきたいと思いますので、ざっくばらんに自由にいただければと思います。

【委員】 1点。国立市第五次男女平等・男女共同参画のページですけども、産後ケアとかでお母さん方とかかわる中で、国立市がというわけではないんですけども、家事、育児のほとんどは女性が担っている、取り組み内容について、1番が男女共同参画の意識づくりとか、固定的性別役割分担の解消というのが、どういうふうに事業として進めれば、もっと男性が育児や家事にかかわるようになるのかはわからないんですけど、もっと国立が育休を男性が取っているとかのパーセンテージだったりだとか、名もなき家事はたくさんあるので、ほんとうにそういうところを話し合っ、働くことへの支援をするような講座というか講演会かわからないんですけども、そういうのとかがあると、もう少し男女共同参画推進というように見えるのかなと思ったりしました。

【会長】 この辺も、例えばパパ用の講座に行ったとして、自信を持って自分は結構やっているぞと思ってそこへ行ったら、一番やっていたら、そういったところを認識することによって、育休をしても休憩をしているんじゃない、ちゃんと家事、育児に参加をしていく。そういった実質的な男女共同参画みたいなことが図られるような取り組みみたいなものが出てくるといいかな。今、広報、啓発という部分はかなりしっかり取り組んでいます、それが実質化するような何かが必要かもしれないですね。

【委員】 育休を取っていても、実際、家事や育児をやっている男性は少ない印象もありますし、本当にお母さんが求めていることをやって、育児は手伝うものじゃないという認識をどれだけ男性が

持っているんだろうとか、日々、お母さん方と接する中で、いろいろ葛藤しております。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【副会長】 目標値の低いほうが上回ったという。

【会長】 達成度というんですか。

【副会長】 達成度。今の男女共同参画の達成度の理由の一番上は、数値が低ければ上回ったという状況になるわけですか。達成度の理由というところ、ワーク・ライフ・バランスについては、平日の1日のうち、12時間以上の人の割合について、中間評価時点の目標値6.5%に対し、令和元年度実施の5.7%と目標値より上回ったというのは、これは低いほうがいいということですね。

【事務局】 そうですね。

【副会長】 そうですよ。よく読まないよ。

【事務局】 12時間以上の人の割合の数値になるので……。

【副会長】 そうですよ。低ければ低いほどいいということですよ。

【事務局】 目標値よりも下回ることが……。

【施策推進担当課長】 12時間というのは非常に長いから、そのパーセンテージが減れば、短い時間、仕事に拘束されている時間が短くなっている人の割合が増えてきたよという意味になります。

【副会長】 そうですよ。よく読まないよ。数字だけ見ちゃうよ。

【事務局】 下回ったという表現が多分、わかりにくくなっているのかもしれないので、この表現を改めさせていただきます。ありがとうございます。

【会長】 いかがでしょうか。他にありますか。一度いろいろ議論をしていただいた内容になりませぬけれども。

それでは、あとは今後、子ども条例づくりみたいなことを見据えた場合、こういった施策に関しての評価は、各行政、各担当課で自己評価をしていくこともすごく重要で、それを丁寧にやってきていただいているわけですが、子どもであるとか、女性とか男性とか、育児に携わっている方とか、実際に利用されている人の意見みたいなものも、評価の中身に少し加えていくとか、全体的なことですが、そういった部分も全てではなく、特定のものに関してはそういった部分も加味していくということもあっていいのかなと思いました。

それでは、全体としていかがでしょうか。

そうしましたら、今日、大体予定をしていた時間が近づいてきたんですけれども、今日まとめてばあっと見ていただきましたので、また持ち帰っていただいて、表現の仕方ですとか、あるいはこういう視点も少し加えてほしいとか、何かそういったお気づきの点がありましたら、先ほど、事務局よりご説明がありましたように、来週の水曜日ぐらいまでに……。

【事務局】 火曜か水曜日。火曜日ぐらいまでにいただけるとありがたいです。すみません。

【会長】 火曜日ぐらいまでにご連絡をいただければ、それも踏まえて案を作成しますということになります。またよろしくお願ひしたいと思います。

では、よろしいでしょうか。そうしましたら、次第の3番目にいきたいと思いますが、今後のスケジュールについてということで、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

今回が第8回です。次回の第9回が3月10日火曜日を予定させていただいております。同じ時間の7時から9時までという形で枠を設けさせてもらっておりますので、その時間帯に、第三次子ども

総合計画中間評価に関する答申書を執り行わせていただくことを予定しております。

なので、皆様からこの後もしご意見をいただければ、それも踏まえて、来週中には反映させたものをもう一度お返しいたします。最終確認をメールでという形で恐縮ですけれども、させていただいて、確定させていくというのをその後させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

また、その後、次年度についてということでスケジュールに記載させてもらっております。今回の権利のお話の中でも、次年度以降、ご意見を踏まえて、子どもの権利を守るための条例制定に向けてという話は何度もさせてもらったところがございます。それに当たって、事務局としても子どもたちの意見、ないし子どもにかかわる全ての方の意見をたくさん取り入れていく機会ですとか、仕掛けの考え方をこれから煮詰めていきたいと思っておるんですけれども、まだまだそこに対して具体化の知見がない部分もありますので、委員の皆様からそこについて、こういう手段があるんじゃないかとか、こういうところに意見を聴取していくことが大切なんじゃないかということについて、いま一度意見交換をさせていただく時間として充てさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

【会長】 そうしますと、今回は中間評価の答申、これの答申と、あとは条例制定とか今後の計画の具体化に向けて、子ども参加とか子どもの視点を取り入れていくにはどうしたらいいのかということ意見を交換するみたいな。

【事務局】 はい。事務局も、部課長もいますが、一緒に参加させていただくような形式、席とかは工夫しますけれども、ご意見を頂戴させていただく形をとらせてもらえればと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

【会長】 気楽に意見を述べる場を最後につくるということで、よろしくお願いたします。

【施策推進担当課長】 補足ですけど、来年度の中心的なものとして、今お話のあったような子どもたちが実際に参画をして、子どもたちの基本的な守られるものをしっかり、具体的な事業とかも踏まえて、条例をつくっていきたくて考えています。それを来年度、再来年度の方向で考えているんですけれども、そのためには、子どもたちにしっかり話を聞いたりとか、意見の中でも子どもたちだけじゃなくて、その子どもを抱えて、でも、生きづらさを感じている母親とか保護者の方たちに対しても意見を聞いてほしいというご意見もあったりしたと思うんですけれども、じゃあ、それをどんな場所で、どんなふうに聞いたら、どんなふうなやりとりをしたらいいのかとかいうのも、暗中模索な部分もありますので、皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、我々としてはこういうふうを考えているんだけど、これってどうですかみたいなことを、この人間も、事務局も含めて、審議会の場所をおかりしながら、審議というよりは意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

じゃあ、今日全体を振り返って、何かお伝えしたいこと等はございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上をもちまして、今日はちょっと早いですけれども、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —